

厚生労働大臣が定める掲示事項等

I. 診療報酬の算定方法について

…入院医療費の計算方法について

II. 医療機関別係数について

…基礎係数・機能評価係数 I. II・救急補正係数について

III. 明細書の発行状況に関する事項について

…明細書発行についてのお知らせ

IV. 選定療養・保険外併用療養費について

…保険適応外でご負担して頂くものについて

…入院時選定療養費について

V. 食事療養・生活療養

…入院時の食事に関して

VI. 届出た事項に関する事項について

…届出に関する事項 ※届出一覧は要別途参照

…手術件数に関する事項

VI. 歯科に関する掲示事項

…届出に関する事項 ※届出一覧は要別途参照

…療養担当規則に関する事項

VII. 敷地内全面禁煙(健康増進法第25条)

…全面禁煙についての案内

入院医療費の計算方法が変わりました

当院では、2008年4月1日より

「DPC 診断群分類包括評価制度」

に基づいた入院医療費の計算方法に切り替わりました。

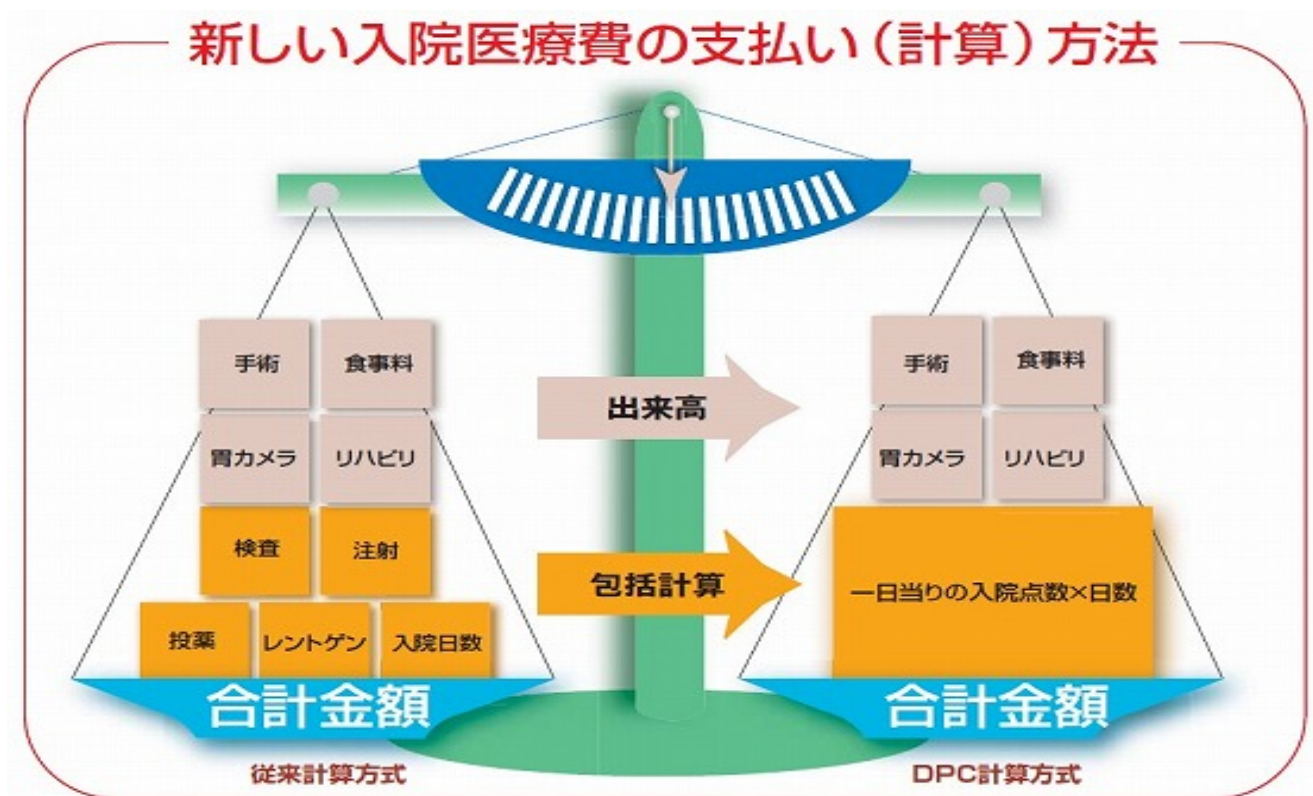
● DPC とは？

「DPC 診断群分類包括評価制度」(以下、DPC)は、入院された患者様の病名に従って1日あたりの入院医療費を定額で計算する計算方法です。DPCは医療費の適正化と医療内容の標準化・透明化を推進するために導入された制度で、一定の基準を満たした病院で実施が認められています。

● 今までとどこが違うの？

今までは病名に関係なく、1つ1つの医療行為に対して医療費が計算される出来高払いという計算方法でしたが、DPCは診断群分類すなわち病名によってあらかじめ医療費が決められています。ただし、手術や一部の処置などについては今まで通りの計算方法で別途お支払い頂きます。また、入院途中で医師が病名を変更した場合、あらかじめ決められていた入院費用が変更になる場合があります。

DPCとは、診断と処置の組み合わせという意味です。



● 入院された患者様すべてが DPC 対象となるの？

病名が包括対象となる診断群分類のいずれかにあてはまる場合に DPC による計算方法で医療費を計算します。また、1 回の入院では、この分類は 1 つだけに決まることとなっています。

なお、自動車損害賠償責任保険（自賠責）、労働災害保険（労災）、自費診療の方は対象外となります。

● 入院費はどうなるの？

病名によって異なりますが、DPC は厚生労働省が全国の主だった医療機関から収集したデータに基づいて作成されていますので、入院費用は今までとほとんど変わらないように設定されています。

● 医療費の支払い方法はどうか変わるの？

DPC による計算方法で医療費を計算する場合（上記「入院された患者様すべてが DPC 対象となるの？」参照）に関しては、ひと月単位で請求書をお配りします。（翌月 10 日頃の定期請求）また、退院の際は退院日の請求となります。ただし、入院後、病状の経過や治療の内容によって診断群分類が変更になった場合は請求額が変動することになりますので、退院時等に前月までの支払額との差額を調整することになります。

● 高額療養費（医療費）の扱いはどうなりますか？

高額療養費（医療費）の取扱いは従来と変わりません。

病院からのお願い

【入院中に他の病気の治療を希望される場合】

DPC は、ひとつの病名（診断群分類）に対して入院診療を行うことを前提とした制度です。そのため、緊急を要しないほかの病気の治療を希望された場合は、退院後にお願いすることがありますのでご了承ください。

【入院中のお部屋移動について】

当院は厚労省より DPC 対象病院として認可されています。一般病床（DPC 対象病床）は急性期医療を目的としたお部屋です。患者様の病状や救急患者様の入院等によりお部屋移動をお願いすることがございますので、ご了承ください。

詳細は 1 階事務所までお問い合わせください。

社会医療法人渡邊高記念会 西宮渡辺病院
〒662-0863 西宮市室川町 10-22 (代表) 0798-74-2630



2023 年 4 月

一部改訂 病院長

施設基準掲示管理番号:100-23-7000-02

2024年度DPC医療機関別係数

当院における2024年度医療機関別係数は下記の合算により

1.3881で計算しております。

基礎係数	
DPC標準病院群	1.0451

機能評価係数 I	
急性期一般入院料4	0.0211
診療録管理体制加算1	0.0042
医師事務作業補助体制加算1 (20対1)	0.0295
25対1急性期看護補助体制加算 (看護補助者5割以上)	0.0587
夜間50対1急性期看護補助体制加算	0.0293
看護職員夜間配置加算 (2のイ 看護職員夜間16対1配置加算1)	0.0171
地域加算3	0.0051
医療安全対策加算1	0.0029
医療安全対策地域連携加算	0.0017
感染対策向上加算1	0.0245
指導強化加算	0.0010
後発医薬品使用体制加算1	0.0026
病棟薬剤業務実施加算1	0.0076
データ提出加算2 許可病床数が200床未満の病院の場合	0.0078
地域医療体制確保加算	0.0214
検体検査管理加算 (IV)	0.0130
	0.2475

機能評価係数 II	
効率性係数	0.00865
複雑性係数	0.04722
カバー率係数	0.00606
地域医療係数	0.00712
	0.0691

救急補正係数	
	0.0264

但し、診断群分類表より除外となる場合や、歯科口腔外科にご入院される場合は「医科診療報酬点数表」又は「歯科診療報酬点数表」により算定いたします。

2024年6月

社会医療法人 渡邊高記念会

西宮渡辺病院 病院長

施設基準揭示管理番号:100-23-7001-02

患者様に保険適応外でご負担していただくもの

保険外併用療養費	単位	金額(税込み)
1.室料差額		
A個室 (603、605、606、607号室)	1日につき	¥22,000
B個室 (422、423、425、426号室)	1日につき	¥16,500
C個室(トイレあり) (405、406、410、411、412、413、431、432、433、435、503、505、506 507、508、510、511、512、520、521、522、523、601、616号室)	1日につき	¥11,000
D個室(トイレなし) (217、218、407、408号室)	1日につき	¥8,800
2人部屋 (420、421、602、608、610号室)	1日につき	¥6,600
4人部屋 (427、428号室)	1日につき	¥3,300
2.予約診療料(消費税対象外)		
心療内科(佐々木恭子医師)	1回につき	¥2,000
療養費以外に係わる療養費	単位	金額(税込み)
3.文書料		
通院証明書	1通につき	¥2,200
診断書(当院書式)	1通につき	¥3,300
診断書(保険会社書式)	1通につき	¥4,400
入院証明書(保険会社書式)	1通につき	¥4,400
死亡診断書	1通につき	¥4,400
診断書(精神障害者保健福祉手帳)	1通につき	¥6,600
成年後見用診断書	1通につき	¥6,600
国民年金厚生年金保険診断書(心臓)	1通につき	¥6,600
国民年金厚生年金保険診断書(心臓以外)	1通につき	¥12,100
身体障害者診断書・意見書	1通につき	¥12,100
自動車損害賠償責任保険後遺症診断書	1通につき	¥12,100
4.その他		
CD-R作成料	1枚につき	¥3,300
DVD作成料	1枚につき	¥5,500
診察券再発行	1枚につき	¥110
明細書再発行	2枚につき	¥550
診療録開示(基本料)	1回につき	¥5,500
(コピー代)	1枚につき	¥55

※病衣と日用品のセットレンタルについては別紙をご参照ください。

社会医療法人 渡邊高記念会 西宮渡辺病院
施設基準揭示管理番号:100-23-7001-03



入院期間が180日を超える患者さまへ

入院選定療養費について

厚生労働大臣が定めるところにより、同一疾病又は負傷による入院期間が延べ180日（他病院を含む）を超えますと入院料の一部が保険給付されなくなり特別料金として患者様の自己負担として徴収することができることになりました。

これにより当院では1日につき**1,950円**を請求させていただくこととなりますので、ご了承ください。

ご不明な点については、お気軽に **1階 入退院支援センター** までお問い合わせ下さい。



西宮渡辺病院

施設基準掲示管理番号:100-23-7001-06

入院時の食事に関して

当院は入院時食事療養（Ⅰ）に関する届出を行っており、それに基づいて入院患者さまの食事を提供しております。

この入院時食事療養（Ⅰ）による食事の提供は、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供するものです。



届出に関する事項

※届出内容一覧については別途参照

●入院基本料に関する事項

急性期一般入院料4：当院の一般病棟では、（日勤、夜勤あわせて）入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しています。また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

●情報通信機器を用いた診療

当院はオンライン診療を行っております。（医師が必要と認めた場合のみ）
情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）の初診の場合には向精神薬は処方できませんので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●機能強化加算

- ・他の医療機関の受診状況および処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- ・健康診断の結果に関する相談・健康管理に関するご相談に応じます。
- ・必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- ・夜間・休日等の緊急時の問い合わせ対応を行っています。

●医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴や薬剤情報・特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

●医療DX推進体制整備加算

当院は医療DX推進体制整備について以下の通り対応を行っています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室において、閲覧又は活用できる体制を有しています。

●後発医薬品使用体制加算

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

当院の採用医薬品はジェネリック医薬品に切り替えております。

入院の患者さまは持参された薬剤から薬品名・形状が変わることがありますのでご了承ください。

医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しています。

医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があります。また、変更する場合には十分に説明いたします。

●院内トリアージ実施料

- ・当院では院内トリアージを実施しております。
- ・トリアージとは、診察前に専門知識を有した看護師が症状をうかがい患者さまの緊急度・重症度を判断し、より早期にケアを有する患者さまから優先して診療する方法です。
- ・場合によっては診察の順番が前後することがありますが、ご理解をお願いいたします。

●外来腫瘍化学療法診療料

本診療料を算定している方から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる体制が確保されています。

急変時等の緊急時には入院できる体制が整備されています。

実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

●一般名処方加算

- ・当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。
- ・一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。
- ・一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。
- ・後発医薬品があるお薬については説明の上、一般名処方を行う場合がございます。
- ・また、長期収載品（既に特許が切れている先発医薬品）を患者さんがご希望の場合は、選定療養となることを説明の上、処方する場合がございます。



当院において令和5年1月1日～12月31日の期間に行われた手術(医科点数表第2表第10部手術の通則の5及び6に含まれるもの)の件数は下記のとおりです。

1. 区分1に分類される手術 手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

2. 区分2に分類される手術 手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	2
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植手術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	

3. 区分3に分類される手術 手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術 手術の件数

腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術	98
--------------	----

5. その他の区分に分類される手術 手術の件数

人工関節置換術	142
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	0

当院において令和5年1月1日～12月31日の期間に行われた
大腿骨近位部骨折後48時間以内に手術を実施した前年実績件数は下記の通りです。

大腿骨近位部骨折後48時間以内の手術件数	38
----------------------	----



社会医療法人 渡邊高記念会 西宮渡辺病院
病院長
施設基準掲示管理番号:100-23-7003-04

歯科に関する掲示事項

届出に関する事項

※届出内容一覧については別途参照

- **歯科外来・在宅ベースアップ評価料**
 - ・ 職員の賃金の改善を行い、働きやすい職場の環境づくりに努めています。
- **歯科治療時医療管理料**
 - ・ 高血圧や糖尿病などの疾患をお持ちの患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。
- **在宅患者歯科治療時医療管理料**
 - ・ 歯科治療を行うに当たり、患者さんの全身状態を管理できる体制が整備されています。
- **歯科口腔リハビリテーション料2**
 - ・ 顎関節症の患者さんに、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を実施しています。
- **歯周組織再生誘導手術**
 - ・ 歯周病で歯周組織の破壊がひどい場合に、歯周組織再生用の材料（保護膜）を使用し、歯周組織を回復させる治療を行っています。
- **クラウン・ブリッジ維持管理料**
 - ・ 当院で作製した金属の冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

療養担当規則に関する事項

- **義歯を6カ月再作製できない取り扱い**

入れ歯（同一の物）を新しく作った後、6カ月間は新たに作り直すことはできません。他院で作った入れ歯についても同様です。紛失等のないようご注意ください。



敷地内全面禁煙

病院は地域の方々の健康をサポートする社会的使命を持っています。患者さまのみならずご家族、面会者、職員を含む全ての方々の受動喫煙を防止する観点から、

敷地内全面禁煙となっております。

入院患者さまにおかれましては、

タバコ及びライター等の持ち込みもできません。

ご協力よろしくお願い致します。

敷地内とは、病院建物内・病院玄関前・病院駐車場などを含め、病院敷地内全域を指します。

皆様のご理解とご協力をお願い致します。

